

任意退学手続きについて（教育学研究科）

1. 任意退学について

「任意に退学しようとする者は、理由を付し、保護者等と連署で願い出なければならない。」（大学院学則第36条）
 （参考）任意退学とは、疾病、経済的事情、学習意欲低下などを理由とする学生本人の願い出による退学のことを指す。任意退学以外には、学費未納や在学年数満了などを理由とする「措置退学」と、懲戒による退学処分である「懲戒退学」が定められている。

2. 申請手続きについて

任意退学を希望する場合には、以下に従い手続きを行うこと。

（1）退学願（所定書式）を教育学研究科ホームページよりダウンロード後、必要事項を記入のうえ、指導教員（メンター）と各自で連絡をとり、退学願に署名を受ける（指導教員が必要と判断した場合は面談を実施する）。

※ 博士後期課程の者で、研究指導終了による退学をする場合は退学理由の記載は不要である。

※ 「保護者等」の署名について

保護者等とは、学生が学修研究活動を円滑に遂行していくうえで、大学と連携し、学生を指導・支援する立場の者であり、MyWasedaに「保護者等」として登録されている者を指す。MyWasedaにログイン後、左メニューの「個人情報照会・変更」- 「学生基本情報変更」より確認のうえ、該当者に署名をもらうこと。

（2）（博士後期課程を「研究指導終了」により退学する場合のみ）「指導教員（正）による博士論文研究指導報告書」の作成を指導教員に依頼し、捺印済のものを受けとる。

※ 退学願と併せて提出が必要となる（「研究指導終了」でない場合は提出不要）。

※ 「研究指導終了」となるためには、博士論文提出以外の全ての修了要件を満たす必要がある（所要の研究指導が6セメスター以上「合格」であっても、指導教員から「研究指導が終了した」と認められない限り研究指導終了にはならない）。詳細は自身の入学年度の研究科要項を参照すること。

（3）大学に登録している個人情報（学生本人ならびに保護者の氏名、住所、電話番号など）が正しいか、MyWasedaの「個人情報照会」画面から確認する。

※ 変更が必要な場合は、下記 Support Anywhere の記載に従って変更手続きを行う。

・ Support Anywhere（01_各種変更・申請手続き）。

<https://wnpspt.waseda.jp/student/supportanywhere/2021/02/24/application/>

（4）教育学研究科ホームページの「退学申請フォーム」から必要事項の入力および書類のアップロードを行う。

<退学申請フォーム>

教育学研究科ホームページ（在学生の方へ> 休学・留学・復学・退学・再入学> 退学> 退学申請フォーム）からもアクセスできる。



URL : <https://forms.cloud.microsoft/r/2URn30unXn>

※ 窓口や郵送での書類提出は、確認漏れの防止のため受け付けていない。

※ 申請日時は「全ての必要書類が不備なく揃った状態でフォームからの申請が完了した時刻のログ」に基づき判断する。「書類の不備」や「デバイス/ネットワークの不具合」等による遅延は認めないので、期日までに余裕を持って申請すること。

※ 必要書類のアップロードにおいては、スキャンなどで必要なデータを用意し、画像ファイル（拡張子が [.jpeg][.jpg][.gif][.png]のもの）またはPDF（拡張子が [.pdf]のもの）にて提出すること。

（5）学生証を事務所へ返却する。

※ 窓口への持参または簡易書留など配送記録の残る方法で郵送すること。

（6）運営委員会での承認後、「退学許可通知」を本人宛に送付する。

3. 退学願提出日と学費

本学学則（※1）で定められているとおり、当該学期の所定学費が納入済でなければ退学願を提出する（願い出により退学する）ことはできない。また、入学した年度の春学期中に退学する場合には、すでに納入された入学年度春学期分の学費は返金できない。

※1 大学院学則第44条：「学年の途中で退学した者でも、その期の学費を納入しなければならない」

なお、退学願提出日によって以下のとおり学費の取り扱いが異なる。

【春学期期間中の申請】

申請日（退学願提出日）	4月1日～4月14日	4月15日～9月19日	9月20日
退学日	3月31日（※2）	退学願提出日または9月20日	9月20日
春学期分学費	免除	所定額	所定額
秋学期分学費	—	免除	免除

※2 当該年度に入学した学生の場合には、退学日＝退学願提出日となる。また、すでに納入された入学手続き料（春学期分学費）は返還しない。

【秋学期期間中の申請】

申請日（退学願提出日）	9月21日～9月30日	10月1日～翌年3月30日	翌年3月31日
退学日	9月20日	退学願提出日または翌年3月31日	翌年3月31日
春学期分学費	所定額	所定額	所定額
秋学期分学費	免除	所定額	所定額

【注意事項】退学申請時期と学費の引き落とし、返金対応について

春学期期間中の退学は8月31日まで、秋学期期間中の退学は3月31日までに申請がない場合、原則退学翌学期（春学期中の退学であれば翌秋学期、秋学期中の退学であれば翌春学期）の学費は所定額で引き落としが行われる。引き落とし金額は口座振替通知書にて通知するのでそちらを参照し、引き落としを止めたい場合は学費負担口座の金融機関に直接相談すること（ただし、差し止め可否は金融機関の判断による）。

また、万一支払う必要のない学費が引き落とされた場合は後日届出口座に返金するが、返金には数ヶ月かかるので注意すること。

4. その他

- 退学する期の学費を納入済で、「4/15～9/19」または「10/1～3/30」に退学願を提出した者のうち、退学願提出日を退学日としたい場合は事務所まで申し出ること。
※ 特に申し出がない場合、退学日は、申請のあった学期の学期末（9/20または3/31）となる。
- 奨学金を受給している場合には、奨学課にて所定の手続きを行うこと。
- Wasedaメールアドレスは、運営委員会承認後に使用不可となるので注意すること。ただし、学士課程卒業等により校友資格を得ている場合は、生涯アドレス（Waseda メールアドレス）の利用が可能となる。
- 退学証明書は、運営委員会承認後かつ退学日以降に発行可能となる。

以 上

本資料に関する質問は、教育学研究科ホームページの「お問い合わせフォーム」よりお願いします。

留学生対象

退学後の在留資格「留学」の取扱いについて（重要）

退学後は、「留学」の在留資格の有効期間が残っていても、その資格のまま滞在し続けることはできません。（退学直後より引き続き日本で学生となる場合を除く）

離籍日より 14 日以内に出入国在留管理局に「所属（活動）機関に関する届出（離脱）」をおこなってください。また
遡及退学等により、14 日を過ぎてしまった場合も、速やかに入管への届け出を行ってください。

「所属（活動）機関に関する届出」の手続き詳細：

http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri10_00014.html

（早稲田大学の法人番号は「5011105000953」です。）

この届出に加え、以下の手続きを必ずおこなってください。

<日本出国の場合>

日本に在留し続ける正当な理由がなければ速やかに出国する必要があります。出国の際は、空港で在留カードを返納してください。

退学後、正当な理由なく在留を続けると在留資格取消しの対象となりますので注意してください。（「出入国管理及び難民認定法 第四章第二節第二十二條の四 六項」より）。

<在留を続ける正当な理由がある場合>

1. 引き続き日本の教育機関に入学する場合

退学直後より引き続き次の学期に日本の学校に入学する場合は、在留資格「留学」が期限まで有効となりますが、退学後 14 日以内に「所属（活動）機関に関する届出（離脱）」をおこない、入学後 14 日以内に「所属（活動）機関に関する届出（移籍）」をおこなう必要があります。ただし学期途中で退学し、次の学期まで間が空く場合は一度帰国し、COE 申請をおこなってください。

2. 就職など、他の活動をする場合

適切な在留資格への変更手続きが必要です。「留学」の在留資格では滞在できません。変更手続きについては新しい所属機関または出入国在留管理局にご相談ください。

！注意！

退学後、学籍がない状態のときに、資格外活動（アルバイト）をすることはできません。

※不法滞在・不法就労という状態に陥らないためにも、不明な点がある場合や特別な事情がある場合は一人で判断することは避け、本学留学センターまたは出入国在留管理局に必ず相談をしてください。

◆ 早稲田大学留学センター

TEL: 03-3203-9806 / Email: cie-zairyu@list.waseda.jp

For International Student

IMPORTANT

Regarding your “Student” Status of Residence after withdrawal

Even if the period of stay for your "Student" status of residence is still valid after withdrawal, you cannot continue to stay in Japan with a “Student” status (except in cases where you will continue to be enrolled as a student in Japan right after the withdrawal).

You are obliged to submit “Notification of the Accepting Organization (left the organization)” to the Immigration Bureau within 14 days of withdrawal. Even if more than 14 days had passed due to a case such as retroactive withdrawal, you will still need to submit the notification to the Immigration Bureau as soon as possible.

Procedure Details :

https://www.isa.go.jp/en/applications/procedures/nyuukokukanri10_00014.html

(The Corporate Number of Waseda university is “5011105000953.”)

In addition to the above, be sure to follow the procedures below:

To leave the country:

You need to leave Japan immediately after preparing to return your home unless you have legitimate grounds for residing in Japan.

Return your residence card at the airport upon departure.

To reside in Japan with legitimate grounds:

If you continue to be enrolled as a student at different educational institution in Japan from the following semester right after withdrawal, your status of residence will be valid until its expiration. But you must notify the Immigration Services Bureau of the changes (not only “left the organization” but also “transfer”) within 14 days from the date of each change. If you withdraw from the university in the beginning or middle of a semester and there is a gap until the next semester, please return to your country and apply for a COE.

If you will engage in other activities including working, you will be required to apply for change of your status of residence. “Student” will no longer be applicable. Contact your new affiliated organization or the Immigration Services Bureau for inquiry.

NOTE:

You are not allowed to do any part-time jobs while you are not affiliated to any school after withdrawal.

*To ensure that you do not end up becoming an illegal immigrant or illegal worker, you are strongly advised that you avoid making solo decisions on any matters that you are unsure of or that you have any special reasons for. Please consult with the Center for International Education

◆ Center for International Education, Waseda University
TEL : 03-3203-9806 / Email: cie-zairyu@list.waseda.jp

or the Immigration Services Bureau for advice.